

犯罪被害者やその家族などへの支援を実施しています

市は、令和5年4月に「渋川市犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者などが安心して暮らせる社会の実現を推進しています。

犯罪被害に遭うと、直接的な被害だけでなく、心身の不調・生活上の問題・周囲の言動による傷つきなど、多くの問題を抱えます。犯罪はいつ、どこで起るか誰にも分かりません。身近な人が犯罪に巻き込まれた場合はもちろんのこと、自分に関係のないところで犯罪が起きた場合でも、被害者を傷つけるような発言や情報発信に注意してください。

市は、関係機関との連携体制の構築進め、相談支援や啓発活動などを実施しています。犯罪被害について困ったことがあれば、問い合わせてください。

支援相談窓口

▽電話番号 (25) 8526

▽メール (shimin-support@city.shibukawagunma.jp)

受付時間 ▽電話 ≪午前8時30分 ≫ 午後5時15分 (土・日曜日、祝日を除く)

▽メール ≪24時間

その他 ▽対面での相談を希望する場合は、事前に電話で予約をしてください

(回) 2130) ≪
その他支援などの詳細は、
下の2次元コードから市ホームページで確認してください
詳しくは、**本危機管理室**
(回) 2130) ≪



「共生社会実現のまち 渋川市」推進共同宣言署名団体を紹介

「共生社会実現のまち 渋川市」の推進に向けて、市とともに取り組む共同宣言に署名した団体を紹介します。

団体名 渋川広域斎場しらゆり聖苑指定管理者

建設工業株式会社(令和5年10月30日に署名)



その他 ▽市ホームページ (ID ≪7703) ≪他の署名

团体を紹介しています

▽共同宣言の趣旨に賛同する団体は、DX・行政管理課へ連絡してください

詳しくは、**本DX・行政管理課** (回) 2396) ≪

技術の改善や雇用の促進などに成果のあった市内の6つの優良事業所を表彰しました

市は、令和5年度優良事業所表彰式を11月7日に行いました。これは、事業所の特色を生かしながら、技術の改善や経営管理、雇用の促進などに優れた成果のあった事業所を表彰するものです。

今年度は、6つの事業所を表彰しました。表彰を受けた事業所は、次のとおりです。

表彰事業者(順不同)

- ▷医療法人 恒和会 関口病院
- ▷第一電機 株式会社
- ▷有限会社 赤城土建
- ▷有限会社 中村新聞店
- ▷第一自動車 株式会社
- ▷株式会社 鶴亀



その他 これまでに表彰した事業所などについては、右の2次元コードから、市ホームページを確認してください

詳しくは、**商工振興課** (回) 2596) ≪



令和5年度市職員採用試験を行います

令和5年度職員採用試験
(令和6年4月1日付採用)
を行います。

募集要項 12月1日から人
事課・各行政センターで配付
するほか、市ホームページ
に掲載します



▲市ホーム
ページは
こちら

申込方法 原則、インターネットによる申込が困難な場合は、申込書や受験票(顔写真貼付)などを人事課窓口または郵送で提出してください。

※インターネットによる申込が困難な場合は、申込書や受験票(顔写真貼付)などを人事課窓口または郵送で提出してください。

申込期間 12月1日から20日

※窓口受付は土・日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで

※郵送の場合は、12月20日消印有効

その他 詳細は募集要項を確認してください

提出・問合せ先 本人事課
(回)2362)へ

令和5年度市職員採用試験募集職種・受験資格・日程など

職種	採用予定人数	受験資格 (日本国籍を有している人で下記の職種別要件を満たす人)	第1次試験		第2次試験以降
			とき・ところ	試験内容	
建築技師	若干人	昭和62年4月2日以降に生まれた人で、建築学科卒業など、専門知識を有する人(※1)	1月21日(日) 午前9時～ 市役所 本庁舎	▷ S P I 3 ▷ 作文 ▷ 専門試験	【第2次試験】 ▷ 2月中旬頃 ▷ 面接試験 ※第1次試験合格者が対象 【合格発表】 ▷ 2月下旬頃
		昭和62年4月2日以降に生まれた人で、保健師の資格を取得している人(※2)			
		昭和62年4月2日以降に生まれた人で、社会福祉士の資格を取得している人(※2)			
		昭和45年4月2日～昭和61年4月1日の間に生まれた人で、1級建築士の資格を取得している人(※1・※2)			

※1 大学・短期大学・高校卒業者または高等学校卒業程度認定試験合格者(各学校の令和6年3月卒業見込みを含む)を対象とします

※2 令和6年3月31日までに資格取得見込みの人を含みます

※3 各職種は一般事務として従事する場合もあります

※4 試験日程・会場などは変更になる場合があります

12月1日～10日(日)は

令和5年冬の県民交通安全運動

（年間スローガン）
急いでる 焦る気持ちが
事故を呼ぶ

（サブスローガン）

外出は 明るい服装
反射材

車道の左側を通行すること、
夜間は前照灯を点灯すること
など)を守って運転する。
自動車運転者は、①生活

ゾーンなどは、安全な速度
で通行する。②速度を抑え
て慎重な運転を心がける。
③住宅地域や朝の通勤通学
時間帯での運転は、特に注



（運動重点①）子どもと高齢者を始めとする歩行者と自転車の交通事故防止
歩行者は、①信号機や横断歩道のある場所を横断する。

（運動重点②）夕暮れ時の早めのライト点灯と反射材等の着用促進
歩行者は、外出時、明るく目立つ色の服と反射材を着用し、懐中電灯などを活用する。

自転車利用者は、夕暮れ時や夜間は、早めにライトを点灯し反射材を活用する。

自動車運転者は、①日没が早まることから、早めのライトの点灯と、ハイビームを活用し、歩行者や自転車の早期発見に努める。

自転車などの利用者は、①自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶる。②群馬県交通安全条例に基づき、自転車保険に加入する。③自転車などの交通ルール(信号)に従うこと、一時停止で停止すること、原則

詳しく述べ、本危機管理室

（回）2130)へ。